

10.食事療養費のご案内

2025年4月より、ご入院中のお食事にかかる窓口負担金が変更されました。

表 1 入院時食事療養費の標準負担額

区分	食事療養費 標準負担額(1食あたり)
一般(住民税課税世帯の方)	510 円 ※1 下記に該当する方は、300 円
69 歳以下：住民税非課税の方 70 歳以上：低所得(2)の方	240 円 ※入院日数 90 日超で、190 円(長期入院該当の申請が必要)
70 歳以上で低所得(1)の方	110 円

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者

表 2 入院時生活療養費の標準負担額

区分	生活療養費 標準負担額		
	65 歳以上の方が療養病床に入院の時		
	食費(1食)		居住費(1日あたり)
	医療の必要性の高い方	医療の必要性の低い方	
一般 (住民税課税世帯の方)	510 円 ※2 下記に該当する方は、 300 円	510 円 ※2 下記に該当する方は、 300 円	370 円
○ 69 歳以下で 住民税非課税の方 ○ 70 歳以上で 低所得(2)の方	240 円 ※入院日数 90 日超で、190 円 (長期入院該当の申請が必要)	240 円	※2 0 円
70 歳以上で 低所得(1)の方	110 円	140 円	370 円 ※3 0 円

※2 指定難病患者

※3 指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者

【住民税非課税世帯の方】

申請により下記の認定証の交付を受け、医療機関に提示することで食事代が減額されます。

- ・ 69 歳以下で区分オの方：食事療養費標準負担額減額認定証
- ・ 70 歳以上で低所得区分(1)(2)の方：限度額摘要・標準負担額減額認定証



◎マイナンバーカードを保険証として利用できる場合は本人同意があればマイナンバーカードでの確認が可能です。